

電子マネーを悪用した架空請求が急増！！

～身に覚えのないサイトの料金請求に注意～

3月下旬から、県内全域において、携帯電話やパソコンに身に覚えのないアダルトサイト等の有料サイトの登録・利用料金を請求するメールが送りつけられ、コンビニエンスストア等で販売されているプリペイドカード式の

電子マネー

を購入させられた上、同カードの金をだまし取られる架空請求詐欺（いわゆる電子マネー詐欺）事案が多発しています。

※電子マネーとは？

Amazonギフト券、バニラV i s aオンライン等のサーバー型プリペイドカードなどインターネットで利用できるお金をいいます。

◎注意事項◎

- ・ 身に覚えのないアダルトサイト等の有料サイトの料金請求メールがあっても、そのサイトにアクセスせずに無視して下さい。
- ・ 「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えろ」と指示されたら、それは詐欺です！
- ・ コンビニなどの電子マネー販売店の皆様は、利用客が多額の電子マネーを購入される場合は、上記手口を念頭において声かけをしていただき、少しでも不審な点があれば、すぐ110番通報をお願いします。

相談窓口

振り込め詐欺等に関する相談は

- ・ 最寄りの警察署、交番、駐在所
- ・ 警察情報ダイヤル 0120-110-874

等でお受けしています。



